

忍野村新規狩猟者確保対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物被害及び生活被害等の拡大防止、並びに有害鳥獣駆除対策担い手の減少に対応するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に定める狩猟免許（以下「狩猟免許」という。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条に定める銃砲の所持の許可（以下「銃砲所持許可」という。）を新たに取得した者に対する当該取得に係る経費の一部を助成することに関し、忍野村補助金等交付規則（昭和54年忍野村規則第1号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 狩猟免許の新規取得者の狩猟免許試験予備講習会受講料
- (2) 銃砲所持許可の新規取得者の射撃教習受講料

(助成金の額)

第3条 助成金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条に規定する経費の額が次に掲げる額に満たないときは、当該経費の額を助成金の額とする。

- (1) 前条第1号に係る経費 1人当たり6,000円を上限とする。
- (2) 前条第2号に係る経費 1人当たり35,000円を上限とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有する者で、狩猟免許又は銃砲所持許可を新たに取得した者。
- (2) 狩猟免許又は銃砲所持許可の取得後に狩猟者登録を受け、富士五湖猟友会忍野分会に入会すること。
- (3) 忍野村鳥獣被害対策実施隊の隊員となり、本村の有害鳥獣の捕獲活動等を行うことができる者。
- (4) 本人及び本人と同一の世帯に属する者全員が村税、使用料、手数料その他本村に対する債務の履行を怠っていない者。また、転入等により本村での課税履歴がない者は、前住所地の税金の完納証明書等（滞納がないことが分かる証明）を提出すること。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新規狩猟者確保対策助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許の写し又は銃砲所持許可証の写し

- (2) 第2条に規定する経費の領収証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 分会の会員であることの証明書（様式第2号）
- (5) 村税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (6) 前5号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 村長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、新規狩猟者確保対策助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けたときは、新規狩猟者確保対策助成金請求書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第8条 村長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他村長が交付決定の取消し又は助成金の返還の必要があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

忍野村長 殿

住所

氏名

印

忍野村新規狩猟者確保対策助成金交付申請書

忍野村新規狩猟者確保対策助成金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 助成金申請額 金 円

2 狩猟免許の種類 (取得した免許を○で囲む。複数可)

① 網漁免許 ② わな猟免許 ③ 第一種銃猟免許 ④ 第二種銃猟免許

3 助成対象経費

助成対象経費		金額
狩猟免許取得者	狩猟免許試験予備講習会 (狩猟セミナー受講料)	円
銃砲所持許可取得者	射撃教習受講料	円

4 添付書類

- (1) 狩猟免状の写し又は銃砲所持許可証の写し
- (2) 第 2 条に規定する経費の領収証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 分会の会員であることの証明書 (様式第 2 号)
- (5) 村税等納付状況確認同意書 (様式第 3 号)
- (6) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

会員証明書

年 月 日

忍野村長 殿

富士五湖猟友会忍野分会
分会長

印

下記の者について、富士五湖猟友会忍野分会の会員であり、かつ、有害鳥獣の捕獲活動及び管理捕獲活動を行う者であることを証明する。

記

住 所

氏 名

様式第3号（第5条関係）

村税等納付状況確認同意書

年 月 日

忍野村長 殿

住 所
氏 名

⑩

私は、忍野村新規狩猟確保対策助成金の交付申請に伴い、世帯全員の村税、手数料その他村に対する債務となるべきものすべての納付状況をこの助成金の担当課が確認することに同意します。

調査に同意する税目等

- 1 個人村民税
- 2 法人村民税
- 3 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 後期高齢者医療保険料
- 7 上下水道使用料
- 8 下水道使用料
- 9 人づくり資金貸付金
- 10 介護保険料
- 11 その他手数料等

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

忍野村新規狩猟者確保対策助成金交付決定通知書

（申請者） 様

忍野村長

印

年 月 日付けで申請のあった忍野村新規狩猟者確保対策助成金について、
次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 助成金の額 円

助成対象経費		金 額
狩猟免許取得者	狩猟免許試験予備講習会 (狩猟セミナー受講料)	円
銃砲所持許可取得者	射撃教習受講料	円

